

基本計画部会における平成24年度統計法施行状況審議の整理メモ

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
比較可能性を考慮した統計分類の検討 （第1WG） （第2WG）	第2-2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定 ◇ 本文には、統計基準を用いる効果や各種国際基準との整合性に留意すること等の取組の方向性を記述 ◇ 別表には、日本標準職業分類、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準等を新たに統計基準に設定する等の取組を記述
平成24年度統計法施行状況報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計基準の設定については、平成23年度までにすべて措置済み。
平成24年度統計法施行状況報告の仮評価（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、すべて妥当と評価
考慮事項、審議ポイント等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位」については、第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループにおいて審議。なお、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果において、「日本標準商品分類」及び「従業上の地位」を統計法に基づく統計基準として設定しないことは妥当と整理。 ○ 以下のようなポイントを中心に、次期基本計画に向けた考え方や方針を審議 <ul style="list-style-type: none"> ① 統計基準については、統計法に基づく統計基準の整備はほぼ一段落していることから、今後は、比較可能性向上のために見直しの検討が望まれる「統計分類」について検討課題とすることとしてはどうか。 ② また、標準的な表章区分（年齢や事業所規模等）について検討する必要はないか。